

# 自動車リサイクル法 引取業者・フロン類回収業者登録等申請の手引き



令和8年4月  
大分県 循環社会推進課

# 目 次

<b>I はじめに</b>	<b>1</b>
<b>II 申請等にあたっての留意事項</b>	<b>1</b>
<b>III 引取業者</b>	<b>2</b>
1 新規登録・更新	2
2 登録の基準・登録内容	2
3 登録後の手続き	3
4 登録の更新	3
5 登録の変更・廃業等	4
6 登録の取消・抹消	5
<b>IV フロン類回収業者</b>	<b>6</b>
1 新規登録・更新	6
2 登録の基準・登録内容	6
3 登録後の手続き	7
4 登録の更新	7
5 登録の変更・廃業等	8
6 登録の取消・抹消	9
<b>V 申請・相談窓口</b>	<b>10</b>
<b>VI 登録申請書様式集</b>	<b>11</b>
使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図(抜粋)	12
引取業者登録(登録の更新)申請書(様式第一)	13
引取業者変更届出書(様式第二)	15
引取業者誓約書	16
引取業廃止届出書	17
フロン類回収業者登録(登録の更新)申請書(様式第三)	18
フロン類回収業者変更届出書(様式第四)	20
フロン類回収業者誓約書	21
フロン類回収業廃止届出書	22
申立書※回収設備の所有権を有する書類を提出できない場合	23
引取業者申請書等記載例	24
フロン類回収業者申請書等記載例	29

## I はじめに

使用済自動車は、有用金属や中古部品を含み資源として価値の高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきました。

他方、産業廃棄物最終処分場の残余容量逼迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストの発生量を低減する必要性が高まりました。また、最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の低迷により、使用済自動車の逆有償化が顕著になり、不法投棄・不適正処理の懸念も生じていました。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、平成 14 年に「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法、以下「法」という)が制定され、平成 17 年 1 月から施行されています。

## II 申請等にあたっての留意事項

### 1 申請先

引取業、フロン類回収業を行う場合、県知事または大分市長の登録を受ける必要があります。登録申請書は事業所を管轄する保健所(部)へ提出してください。

※事業所が複数ある場合は主たる事業所に他の事業所分もまとめて記載して申請してください。

#### 事業所の場所と申請先(複数ある場合)

事業所の場所	申請先
大分市内にのみある場合	大分市
大分市内とその他の市町村にある場合	大分市内分→大分市 それ以外→大分県(主たる事業所を管轄する保健所(部))
大分市以外の市町村にのみある場合	大分県(主たる事業所を管轄する保健所(部))

※大分市内で引取業、フロン類回収業を行う場合は下記にお問い合わせください。

〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号 大分市環境部廃棄物対策課  
電話:097-537-7953 FAX:097-534-6252

### 2 申請手数料

申請の種類	引取業	フロン類回収業
新規	3,250 円	5,250 円
更新	3,250 円	5,250 円

### 3 登録更新・変更・廃業等

登録期間は5年です。更新する場合、登録有効期限の1ヶ月前を目安に更新申請書を提出してください。有効期限を過ぎた場合、一切業務を行うことができません。

また、登録内容に変更が生じたとき、引取業・フロン類回収業を廃止する時は変更、廃止後30日以内に届出が必要です。(変更・廃止に係る手数料は無料です)

### Ⅲ 引取業者

#### 1 新規登録・更新

以下の書類(新規の場合:正本・副本各1部、更新の場合:正本1部)を提出してください。副本は複写で構いません。

種類	内容等
申請書	・引取業者登録(登録の更新)申請書(様式第一)
本人確認書類	・個人の場合:住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの) ・法人の場合:登記事項証明書 ※登記事項証明書を省略する場合は、省略する旨と会社法人等番号を記載した書類を提出 ・未成年の場合:法定代理人の住民票の写し (法人の場合は登記事項証明書) ※いずれも発行から3ヶ月以内のもの
誓約書	・申請者が法第45条第1項各号(欠格要件 <sup>注</sup> )に該当しない者であることを誓約する書面 注:16Pを参照
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類 ※次のいずれか、事業所ごとに必要	・フロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類 ・エアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者がフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を示す書類(自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証明書の写し、業界団体が行う講習の受講修了証の写し等)

※住民票の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

#### 2 登録の基準・登録内容

##### (1) 登録の基準

登録には以下の基準を満たす必要があります。

- ・申請者が欠格要件(法第45条第1項各号)に該当しないこと
- ・事業所ごとに使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を有すること
- ・申請書や添付書類の重要な事項に虚偽の記載がない、または重要な事実の記載が欠けていないこと

##### (2) 登録事業者の公開

登録後引取業者として以下の内容を県のホームページ上で公開します。

- ・登録番号、登録年月日、有効期限
- ・申請者氏名・名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
- ・事業所の名称、所在地、電話番号

### 3 登録後の手続き

#### (1) 標識の掲示

事業所ごとに公衆の見やすい場所に氏名または名称、登録番号を記載した縦、横それぞれ 20cm 以上で引取業者であることを示す標識を掲げなければなりません。

なお、登録通知書を掲示してもかまいません。

#### (2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録の実施

電子マニフェスト制度による使用済自動車の移動報告やリサイクル料金の預託実務を行うために、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。県から登録通知を受けた後すみやかに行ってください。  
自動車リサイクルシステム 事業者登録について [【http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html】](http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html)

### 4 登録の更新

登録は5年ごとに更新する必要があります。登録の有効期限内に申請しない場合、その効力を失います。

※更新に必要な書類は新規登録と同じです。

## 5 登録の変更・廃業等

### (1) 登録の変更

次の事項に変更が生じた場合当該日から30日以内に変更届を提出しなければいけません。

以下の書類(正本1部)を提出してください。

変更内容	提出書類
個人の申請者の氏名・住所	①引取業者変更届出書(様式第二) ②住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの) ③誓約書
法人の申請者の名称・住所・代表者の氏名	①引取業者変更届出書(様式第二) ②登記事項証明書 ③誓約書
事業所の名称・所在地 ※事業所の追加、減少も含む	①引取業者変更届出書(様式第二) ②誓約書 ③使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類(事業所追加の場合)
役員の氏名 ※業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者	①引取業者変更届出書(様式第二) ②登記事項証明書 ③誓約書
未成年者の法定代理人の氏名・住所	①引取業者変更届出書(様式第二) ②法定代理人の住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの、法人の場合は登記事項証明書) ③誓約書
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	①引取業者変更届出書(様式第二) ②使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類 <sup>注</sup> 注:2Pを参照 ③誓約書

※住民票の写し、登記事項証明書は発行から3ヶ月以内のもの

※登記事項証明書を省略する場合は、省略する旨と会社法人等番号を記載した書類を提出

※住民票の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

## (2) 廃業等

引取業を廃止したときは当該日から30日以内に廃止届を提出しなければいけません。

引取業廃止届出書(正本1部)を提出してください。また、廃止届提出時に登録通知書の返納も行ってください。

廃止理由	提出者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消失した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併または破産以外の理由により解散した場合	その清算人
登録に係る引取業を廃止した場合	引取業者であった個人または法人を代表する役員

## 6 登録の取消・抹消

引取業者が次の事項に該当するとき、登録の取消や6ヶ月以内の業務停止の処分を行います。

- ・不正の手段によって、引取業者の登録を受けたとき
- ・フロン類が含まれているかどうかを確認する体制が登録基準に適合しなくなったとき
- ・欠格要件に該当することになったとき
- ・自動車リサイクル法に基づく処分等に違反したとき

また、5年ごとの更新を受けなかった場合や引取業を廃止した場合、登録の取消処分を受けた場合、登録はその効力を失います。その際、県は引取業者の登録を抹消します。

## IV フロン類回収業者

### 1 新規登録・更新

以下の書類(新規の場合:正本・副本各1部、更新の場合:正本1部)を提出してください。副本は複写で構いません。

種類	内容等
申請書	・フロン類回収業者登録(登録の更新)申請書(様式第三)
本人確認書類	・個人の場合:住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの) ・法人の場合:登記事項証明書 ※登記事項証明書を省略する場合は、省略する旨と会社法人等番号を記載した書類を提出 ・未成年の場合:法定代理人の住民票の写し (法人の場合は登記事項証明書) ※いずれも発行から3ヶ月以内のもの
誓約書	・申請者が法第56条第1項各号(欠格要件 <sup>注</sup> )に該当しない者であることを誓約する書面 注:21Pを参照
フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類 ※次のいずれか	・自ら所有している場合 購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等の写し ・自ら所有していない場合(借用等) 借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等の写し ※これらが入手できない場合は回収設備写真(全体写真とメーカー及び型式が分かる写真)及び申立書を提出
フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	・取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し ※回収できるフロンの種類、回収速度がわかるもの

※住民票の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

### 2 登録の基準・登録内容

#### (1) 登録の基準

登録には以下の基準を満たす必要があります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・申請者が欠格要件(法第56条第1項各号)に該当しないこと</li><li>・事業所ごとに申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること</li><li>・申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること</li><li>・申請書や添付書類の重要な事項に虚偽の記載がない、または重要な事実の記載が欠けていないこと</li></ul> |
|---|

## (2) 登録事業者の公開

登録後フロン類回収業者として以下の内容を県のホームページ上で公開します。

- ・登録番号、登録年月日、有効期限
- ・申請者氏名・名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
- ・事業所の名称、所在地、電話番号

県の自動車リサイクル法のページ [【http://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/car-recycle.html】](http://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/car-recycle.html)

## 3 登録後の手続き

### (1) 標識の掲示

事業所ごとに公衆の見やすい場所に氏名または名称、登録番号、回収しようとするフロン類の種類を記載した縦、横それぞれ 20cm 以上でフロン類回収業者であることを示す標識を掲げなければなりません。

なお、登録通知書を掲示してもかまいません。

### (2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録の実施

電子マニフェスト制度による使用済自動車の移動報告やフロン回収量の年次報告を行うために、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。県から登録通知を受けた後すみやかに自動車リサイクルシステムへ事業者登録を行ってください。

自動車リサイクルシステム 事業者登録について [【http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html】](http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html)

## 4 登録の更新

登録は5年ごとに更新する必要があります。登録の有効期限内に申請しない場合、その効力を失います。

※更新に必要な書類は新規登録と同じです。

## 5 登録の変更・廃業等

### (1) 登録の変更

次の事項に変更が生じた場合当該日から30日以内に変更届を提出しなければいけません。

以下の書類(正本1部)を提出してください。

変更内容	提出書類
個人の申請者の氏名・住所	①フロン類回収業者変更届出書(様式第四) ②住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの) ③誓約書
法人の申請者の名称・住所・代表者の氏名	①フロン類回収業者変更届出書(様式第四) ②登記事項証明書 ③誓約書
事業所の名称・所在地 ※事業所の追加、減少も含む	①フロン類回収業者変更届出書(様式第四) ②誓約書 ③フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類 <sup>注</sup> (事業所追加の場合) ④フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 <sup>注</sup> (事業所追加の場合)
役員の氏名 ※業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者	①フロン類回収業者変更届出書(様式第四) ②登記事項証明書 ③誓約書
未成年者の法定代理人の氏名・住所	①フロン類回収業者変更届出書(様式第四) ②法定代理人の住民票の写し (本籍地(外国人は国籍等)の記載のあるもの、法人の場合は登記事項証明書) ③誓約書
回収しようとするフロン類の種類	①フロン類回収業者変更届出書(様式第四) ②フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類 <sup>注</sup> ③フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 <sup>注</sup> ④誓約書

注:6Pを参照

※住民票の写し、登記事項証明書共に発行から3ヶ月以内のもの

※登記事項証明書を省略する場合は、省略する旨と会社法人等番号を記載した書類を提出

※住民票の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

変更内容	提出書類
フロン類回収設備の種類・設備の能力・台数 ※回収しようとするフロンの種類の変更を伴う場合	①変更届(様式第四) ②フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類 <sup>注</sup> ③フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 ④誓約書 <sup>注</sup>

注:6Pを参照

## (2) 廃業等

フロン類回収業を廃止したときは当該日から30日以内に廃止届を提出しなければいけません。

フロン類回収業廃止届出書(正本1部)を提出してください。また、廃止届提出時に登録通知書の返納も行ってください。

廃止理由	提出者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消失した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併または破産以外の理由により解散した場合	その清算人
登録に係るフロン類回収業を廃止した場合	フロン類回収業者であった個人または法人を代表する役員

## 6 登録の取消・抹消

フロン類回収業者が次の事項に該当するとき、登録の取消や6ヶ月以内の業務停止の処分を行います。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正の手段によって、フロン類回収業者の登録を受けたとき</li> <li>・フロン類回収設備が登録基準に適合しなくなったとき</li> <li>・欠格要件に該当することになったとき</li> <li>・自動車リサイクル法に基づく処分等に違反したとき</li> </ul>
---

また、5年ごとの更新を受けなかった場合やフロン類回収業を廃止した場合、登録の取消処分を受けた場合、登録はその効力を失います。その際、県はフロン類回収業者の登録を抹消します。

## V 申請・相談窓口

引取業、フロン類回収業の各種申請は主たる事業所がある区域を管轄する各保健所(部)で行ってください。相談、お問い合わせは各保健所(部)または、循環社会推進課までお願いします。

窓口	所在地・電話番号	管轄区域
東部保健所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井 14-1 TEL 0977-67-2511	別府市 杵築市 日出町
東部保健所国東保健部	〒873-0504 国東市国東町安国寺 786-1 TEL 0978-72-1127	国東市 姫島村
中部保健所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎 72-34 TEL 0972-62-9171	臼杵市 津久見市
中部保健所由布保健部	〒879-5421 由布市庄内町柿原 337-2 TEL 097-582-0660	由布市
南部保健所	〒876-0844 佐伯市向島 1-4-1 TEL 0972-22-0562	佐伯市
豊肥保健所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場 934-2 TEL 0974-22-0162	竹田市 豊後大野市
西部保健所	〒877-0025 日田市田島 2-2-5 TEL 0973-23-3133	日田市 九重町 玖珠町
北部保健所	〒871-0024 中津市中央町 1-10-42 TEL 0979-22-2210	中津市 宇佐市
北部保健所豊後高田保健部	〒879-0621 豊後高田市是永町 39 TEL 0978-22-3165	豊後高田市
循環社会推進課	〒870-8501 大分市大手町 3-1-1 TEL 097-506-3136	

※大分市内で自動車リサイクル法に関する業務を行う場合は下記にお問い合わせください。

〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号 大分市環境部廃棄物対策課 TEL 097-537-7953